

ご注意ください!

ATMご利用に関する 注意事項のお知らせ

AWA BANK

①カード・通帳をご利用の お客さまへのお願い

◆ 暗証番号は第三者に教えないでください。
(銀行やカード会社、警察等が暗証番号を聞く
ことはありません。)

◆ キャッシュカードの暗証番号を金融機関
のお取引以外で使用しないでください。
(ロッカー、貴重品ボックス、Web上でのパス
ワード等)

◆ キャッシュカードの暗証番号を3回連続
して間違った場合、カードは無効となり、
使用できなくなります。
(再発行等には再度お手続きが必要となり、
再発行手数料が必要な場合があります。)

◆ 通帳・カードを保管する際、携帯電話・テ
レビなど電磁波の強い機器類やハンド
バッグの口金・マグネット付ホルダーなど、
強い磁気を帯びているものに通帳・カー
ドを近づけないようご注意ください。

※外部からの磁気、電磁波により通帳・カードが
使用できなくなる場合があります。なお、通帳・
カードが使用できなくなった場合は、最寄りの
当行本支店窓口までお問い合わせください。
(再発行等には再度お手続きが必要となり、
再発行手数料が必要な場合があります。)

カード・通帳を紛失した場合、速やかに
次の連絡先へお申し出ください。

◎お取引店(平日9:00~17:00)
または

◎あわぎんATMセンター

フリー
ダイヤル **0120-10-6135**

(365日/24時間受付)

※通帳・カード紛失、偽造、盗難の連絡窓口

②「犯罪収益移転防止法」への対応

ATMでは10万円（振込手数料別）を超える現金でのお振込みはできません。

キャッシュカードによるお振込みをご利用ください。

（なお、10万円を超える現金での窓口からのお振込みの場合は、運転免許証等ご本人を確認できる書類が必要です。）

③1日あたりのATMでのお取引限度額について

不正な引出しからお客さまの大切なご預金をお守りするため、通常のキャッシュカード[磁気ストライプ（MS）によるお取引]を利用したATMでのお引出し（お振込みを含む）の限度額を**1日・1口座あたり100万円**までとさせていただきます。ただし、ATMや窓口で個別設定も可能です。

なお、個別設定のうち「限度額の引上げ」はATMではできません。また、窓口での個別設定のお手続きには、「カードまたはお通帳」「お届け印」「ご本人さまの確認書類（運転免許証等）」が必要です。

より安全性の高いICキャッシュカードおよびあわぎん plus card（IC機能付）をぜひご利用ください。

◆お引出しとお振込みの合計限度額一覧

ATMの種類	カードの種類	当初限度額	個別設定可能な限度額※2	
全て	磁気ストライプ（MS）カード	100万円	10～200万円	
生体認証なしのATM	ICカード	MSによるお取引	100万円	0～200万円
		ICによるお取引	200万円	10～500万円
生体認証ありのATM	ICカード	MSによるお取引	100万円	0～200万円
		ICによるお取引	200万円	0～500万円
		生体認証によるお取引※1	500万円	10～1,000万円

IC機能・生体認証機能はATMの性能によります

※1 生体認証機能の利用申込は2023年8月をもって終了いたしました

※2 個別設定可能な限度額の詳細は次のとおりです。

- ◎振込手数料も含まれます。
- ◎「磁気ストライプ (MS)によるお取引」には次のお取引が含まれます。
 - ・IC未対応ATMでの現金のお引出しとカードによるお振込み
 - ・デビットカードでのお取引 (BankPayでのお取引を含む)
- ◎「ICによるお取引」には次のお取引が含まれます。
 - ・IC対応ATMでの現金のお引出しとカードによるお振込み (指静脈認証の場合を除く)
- ◎「生体認証によるお取引」には次のお取引が含まれます。
 - ・指静脈認証によるIC対応ATMでの現金のお引出しとカードによるお振込み

※65歳以上のお客さまにつきましては、次のとおりATM「お振込み」を一部利用制限させていただきます。

還付金詐欺・振り込め詐欺等の被害を防止するため、徳島県警察本部からの要請もあり、65歳以上のお客さまによるキャッシュカードを利用したATM振込の取引制限を行っています。

◎対象となるお客さま

65歳以上のお客さまのうち、過去2年間ATMで当行キャッシュカードによるお振込みのご利用がないお客さま

◎利用制限の内容

対象となるお客さまについて、キャッシュカードによる一定額以上のお振込みを制限させていただきます。

※キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、利用制限されません。

※対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATMでのお振込みをご希望される場合は、当行本支店の窓口へご相談ください。

④ 偽造・盗難キャッシュカード 被害補償について

「預金者保護法」に則り、個人のお客さまを対象に偽造・盗難キャッシュカードによる被害を補償いたします。

- ・補償にあたっては、速やかにお客さまから最寄りの警察署へ被害届を提出していただくほか、当行の所定の調査にご協力いただく必要があります。
- ・お客さまのカードと暗証番号の管理状況により、補償額が減額される場合や補償されない場合があります。

◆補償を受けられない可能性のある場合

◎偽造カードによる被害の場合

- ・お客さまに「故意」「重大な過失」があった場合

◎盗難カードによる被害の場合

- ・お客さまに「故意」「重大な過失」があった場合
- ・カード盗難の当行への通知が被害発生の30日後までに行われなかった場合
- ・お客さまが当行に虚偽の説明をした場合 等

◎「重大な過失」となりうる場合

- (1) お客さまが他人に暗証番号を通知した場合
- (2) お客さまが暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) お客さまが他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他お客さまに上記(1)～(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められた場合

◎「過失」となりうる場合

- (次の、複数の事由が相まって被害が発生したと認められる場合)
- (1) 生年月日、自宅の住所地番・電話番号、自動車のナンバーを暗証番号にしていた場合で、なおかつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類など(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - (2) 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関のお取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - (3) 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、なおかつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
 - (4) キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
 - (5) 酔てい(酒酔い)等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
 - (6) その他お客さまに上記(1)～(5)までの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

ご注意
ください!

危険から身を守るチェックリスト

心当たりのお客さまは特にご注意ください。

- キャッシュカードの暗証番号をロッカーや貴重品ボックス、Web上でのパスワードなどに利用している。
- 暗証番号を書いたメモを持ち歩いている。
- 電話や口頭で他人に暗証番号を教えたことがある。
- オレや私など名前を名乗らない電話で振込みを指示されたことがある。
- 警察官や弁護士、役所・銀行の名をかたり、示談金や保証金などの振込みを依頼されたことがある。
- ATMを利用の際、斜め後ろや横から覗かれたことがある。
- ATMを利用の際、声を掛けられたことがある。

通帳・カード紛失、偽造、盗難の連絡窓口

あわぎんATMセンター

 0120-10-6135

受付時間／24時間(365日受付)



<https://www.awabank.co.jp/>